

# 業務委託契約書

委託業務の名称 実験動物飼育管理業務

公立大学法人福島県立医科大学（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）は、公立大学法人福島県立医科大学先端臨床研究センターの前臨床イメージング研究施設における実験動物飼育管理業務について、次の条項に基づき契約を締結するものとする。

（委託業務）

第1条 甲および乙は、本契約に基づく業務の委託について、仕様書を別途取り交わし、仕様書において、甲が乙に委託する業務の内容を定める。

（契約期間）

第2条 本契約の契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託料等）

第3条 委託料は、金 円  
（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）とする。

2 契約保証金は、契約金額の100分の5以上の額とする。ただし、公立大学法人福島県立医科大学契約細則第39条ただし書きに規定する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

（委託料の請求及び支払方法）

第4条 乙は、第3条に定める委託料を、当該月の委託事業が完了し、報告をした後に請求書を甲に提出して請求する。

2 甲は、前項により請求された委託料を、請求した月の翌月末日迄に、乙が指定する銀行口座に振り込むこととする。

（従事場所）

第5条 乙は、甲の指定する場所において、委託業務に従事しなければならない。

（履行報告）

第6条 乙は、別に定める業務報告書を作成のうえ、甲に提出するものとする。

（権利義務の譲渡禁止等）

第7条 乙は第三者に対し受託業務の本契約に基づいて発生する権利及び義務を甲の承諾を得ないで譲渡してはならない。

(機密の保持)

第8条 甲乙は本契約の締結及び履行に際して知り得た相手方に関する一切の情報を、相手方の承諾なしに正当な理由なく第三者に遺漏、開示してはならない。但し、以下のいずれかに該当する情報については、当該義務は生じないものとする。

- 一 相手方から開示を受けた時点で既に公知の事実
- 二 相手方から開示を受けた時点で既に所有していた情報
- 三 正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく合法的に入手した情報
- 四 相手方から開示を受けた後に、自己の責によらず公知又は公用となった情報
- 五 相手方の機密情報を利用することなく独自に取得した情報

2 前項の義務は、本契約有効期間終了後も引き続き存続するものとする。

(個人情報保護)

第9条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(乙の報告義務)

第10条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、乙の判断によって臨機の措置をとらなければならない。この場合には措置後速やかに甲に報告するものとする。

2 前項の取扱いは、甲又は第三者に不利益を与える事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときも同じとする。

(再委託の禁止)

第11条 乙は、本件業務を第三者に再委託してはならない。ただし、甲の書面により承認を得た場合は、この限りではない。

2 乙は前項ただし書きの規定により甲に承認を求める場合は、再委託の内容、再委託先等を書面で甲に提出しなければならない。

(損害賠償責任)

第12条 乙は、契約違反又は重大な過失による甲または第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、その直接損害についてその損害を賠償するものとする。但し、事業上の経済損失、人的損害などの間接損害については負わないものとする。天災等その要因が不可抗力によるものであるときはその限りではない。

(契約の変更)

第13条 請負業務の内容に著しい影響を与える事情が生じたときには、甲、乙協議のうえ契約の内容を変更することができるものとする。

(甲の解除権)

第14条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 二 履行期限までに業務委託が完了しないとき又は委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- 三 第11条の規定に違反したとき。
- 四 乙が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等(契約の相手方が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員、その支店若又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
  - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 契約の相手方が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、契約権者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 五 乙が暴力団員又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。
- 六 前各号の一に該当する場合を除く他、この契約に違反しその違反によって契約の目的を達成することができないと甲が認めるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第20条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(乙の解除権)

第16条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によって委託業務を継続し、又は完了することができなくなったときは、契約を解除することができる。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲に賠償を求めることができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第17条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、いかなる方法をもってするかを問わず、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(契約不適合責任)

第18条 業務実施に関して契約内容に適合しない場合は、甲は乙に対し、相当の期間を定めて無償でその修補を請求し、又は修補とともに損害賠償を請求する事ができる。

(談合による損害賠償)

第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第14条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを

納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（有償延期及び遅延利息）

- 第20条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内に作業完了の見込みがないときは、乙はその事由を付した書面をもって、甲に期限延長を申し出なければならない。
- 2 前項の場合において、期限後相当の期日内に作業が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として履行期限を延長することができる。
  - 3 前項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、遅延部分に相当する金額に、年2.5%の割合で計算した金額（当該額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときはその端数金額又はその金額を切り捨てる。）とする。

（遅延利息等の相殺）

- 第21条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを甲の検査に合格した既納部分の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。
- 2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
  - 3 甲は、乙が前項の規定に違反して、質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（消費税に関する事項）

- 第22条 消費税率の改正により消費税額を含む契約金額が変更になる場合は、変更契約を行う。

(疑義の解明)

第23条 本契約の条項の解釈に疑義を生じたとき、又は本契約書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第24条 この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を直轄裁判所とする。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 8年 月 日

甲 福島県福島市光が丘1番地  
公立大学法人福島県立医科大学  
理事長 印

乙  
印